

## 「国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画」が 認定されました

京浜港（川崎港、東京港及び横浜港）は、「国際コンテナ戦略港湾」実現のため、集荷力の強化、京浜港の一体化の促進、戦略的な港湾経営の推進、災害に強い港づくりの4つの政策課題を掲げ、国際競争力の強化に努めてまいりました。

この取組を一層推進するため、民間事業者の取組への支援策として本年5月22日に内閣府に地域再生計画を申請したところですが、本年6月28日に内閣総理大臣に認定されました。これにより、地域再生計画に基づく事業の融資を行う金融機関は、国から利子補給を受ける「地域再生支援利子補給金」制度が利用可能となり、事業の円滑な実施が期待できます。

### 1 申請主体

川崎市、東京都、横浜市

### 2 申請内容

別添の「地域再生計画の概要」を参照ください。

計画書全文については、「首相官邸 地域再生本部」ホームページに掲載されます。

URL) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

### 3 地域再生支援利子補給金の対象事業

- (1) 港湾施設の機能高度化に資する施設整備
- (2) 再生エネルギーの活用や災害対策を目的とした施設整備
- (3) 物流システム高度化施設の整備や物流効率化機械設備等の導入

### 4 スケジュール

- 5月22日（火）地域再生計画申請
- 6月20日（水）地域再生協議会設置
- 6月28日（木）地域再生計画認定

(※ 東京都・横浜市でも同日付で記者発表します。)